

ワールド記念ホール「BE KOBE」モニュメント設置・玄関口美装化業務仕様書

1. 業務名称

ワールド記念ホール「BE KOBE」モニュメント設置・玄関口美装化業務

2. 総則

- (1) 本仕様書は、「ワールド記念ホール「BE KOBE」モニュメント設置・玄関口美装化業務」（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) 本業務は、「神戸市契約規則」、「神戸市委託契約約款」、本仕様書に基づくほか、関係法令を遵守し、その他これらに定めのない事項については、本市と協議して決定する。
- (3) 業務受託者は、業務の遂行により知り得た情報の一切を他人に漏らしてはならない。また、本市からの貸与資料等については、業務完了の時点をもって返却、破棄すること。
- (4) 本業務において採用されたデザインに係る著作権は、全て神戸市に帰属するものとする。

3. 契約方法・業務期間

委託契約

契約締結日から 2026 年 3 月 31 日まで

4. 履行場所

神戸市中央区港島中町 6-12-2

別紙位置図のとおり

5. 業務目的

1984 年 10 月に開業したワールド記念ホールは昨年度 40 周年を迎えた施設であり、これまでもコンサート等で多くの方に来館いただいている施設である。

昨年度、より多くの方に本施設を知っていただくとともに、さらなるイメージアップを目的に 40 周年記念イベントを実施した。

その取組の一つとして、本施設の形や色がチョコレートに見えることから「ワールド記念ホールチョコレート化計画」と称し、チョコレートの販売や本施設全体を使用したアートイベントを行った。

今後もより多くの方に親しまれ、これまで以上に愛着を持っていただける施設とするため、今回玄関口の美装化を行うこととし、併せて「BE KOBE」モニュメントの設置に取り組むこととした。

6. 業務内容

企画書で提案したワールド記念ホールの整備について、デザイン・設計・制作・設置及び施工を行うものとする。また、必要に応じて工事監査を行うものとする。

(1) 業務概要

「BE KOBE」モニュメントの設置

対象範囲内の玄関口美装化

※対象範囲は別紙計画平面図のとおり

(2) 業務の詳細内容

- ①業務実施計画書の作成・提出
- ②設計
- ③施工・設置
- ④業務報告書の提出

(3) 打合せ

打合せ協議は、業務遂行上、協議が必要と判断された場合に随時打合せの場を設けるものとする。

7. 実施体制

- (1) 本業務を円滑かつ確実に遂行するために必要な人員を確保し、配置すること。また、本業務の履行に係る業務責任者を選任し、本市にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。
- (2) 業務全体を統括する総括責任者を選任し、本市と密に連携が取れる体制とすること。
- (3) 総括責任者は業務期間内に業務が完了するよう、必要な調整を行うこと。
- (4) 業務着手にあたり、具体的な実施内容・実施計画（スケジュール・実施体制等）について、本市と施設管理者と事前協議を行うこと。
- (5) 事故や緊急事態発生時は、速やかに事後対応をとるとともに、本市に報告すること。

8. 業務計画書・業務報告書の作成及び提出

工事着手前に業務計画書を提出すること。

工事完了後は速やかに、業務報告書を提出すること。

提出書類について、本市から修正等の指示があった場合は、速やかに対応すること

9. 担保期間

担保期間は検査合格後1年間とする。

10. 検査

業務実績報告書を受理した日から10日以内に行う。なお、履行不備等の指摘、指示を受けた場合は速やかに手直しを行い、再検査を受けること。

11. 安全管理

安全指針等の遵守施工に際しては、「建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日建設省営監発第13号）」、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）」、「建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）」を参考にして、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、事故及び災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて拘束するものではない。

12. 既設建築物、構造物の対応

周辺への支障防止工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよ

う必要な措置を施すこと。

13. 工事区画

第三者の立入り禁止措置工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設置し、必要に応じて誘導員を配置するなど安全に配慮すること。

14. 環境保全

建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

15. 近隣対応

苦情対応環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ本市に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時本市に報告しなければならない。

16. 休日または夜間作業

止むを得ず、施工時間官公庁の休日または夜間に作業を行うにあたっては、事前にその理由を本市に連絡しなければならない。

17. その他注意事項

- (1) 受託者は、本市の書面による事前の承諾なくして、本業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む）（以下「再委託」という）してはならない。なお、本市は、当業務の全部又は大部分についての一括した再委託を承諾することはできない。
- (2) 受託者は、本市から貸与された文書等を本市の書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。
- (4) 契約の締結にあたり、本市と協議のうえ、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。

18. 問い合わせ・担当

住所：〒650-8570

神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 1 号館 17 階

神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課 担当：藤田、岩崎

電話：(078)322-6647

Eメール：shisetsu-sports@city.kobe.lg.jp